

令和8年度介護保険料の算定における特例について

1. 令和7年度税制改正に伴う介護保険法施行令及び越谷市介護保険条例の改正について

第1号被保険者の介護保険料（第1号保険料）

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険法施行令及び越谷市介護保険条例に基づき市町村民税（市民税）の課税の有無や合計所得金額等を保険料段階の所得基準としています。
例：第6段階保険料 ・ 本人が市税課税 ・ 前年中の合計所得金額が120万円未満

令和7年度税制改正

物価上昇への対応と就労調整に対応する観点から、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われました。この改正は、令和7年中の所得から適用されます。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	その収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	その収入金額×30%＋8万円	

この改正により、一部の被保険者*の保険料段階が下がり、令和8年度の介護保険料収入が減少し、介護保険事業の運営に支障が生じる恐れがあります。こうした事態を避けるため、国においては、介護保険法施行令の改正を行い、越谷市においても越谷市介護保険条例の改正を行いました。

*主に保険料段階が6段階以上で、かつ、給与等の収入金額が55万1千円以上190万円未満の者

税制改正前	第9期介護保険事業計画期間		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保険料収入額	保険料収入額	保険料収入額	保険料収入額
税制改正後	保険料収入額	保険料収入額	保険料収入額 ← 減少分

2. 介護保険法施行令及び越谷市介護保険条例の改正内容について

(1) 令和7年度税制改正により、給与等の収入が前年と同じ水準であっても合計所得金額が減額になるとともに、減額により市民税が非課税となる場合があります。

そのため、令和8年度の保険料段階（令和7年中の所得による）の判定を、令和7年度税制改正による合計所得金額の減額がなかった場合と同様の判定となるよう

- 所得の額を調整するため、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例を新設しました。
- 令和8年度市民税非課税者のうち、令和7年度税制改正による合計所得金額の減額がなかった場合であれば市民税課税者となる者については、市民税世帯非課税者及び市民税非課税者には該当しないものとみなすため、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例を新設しました。

(2) 上記の算定方法等により、令和7年度市民税非課税者（世帯主・世帯員含む）、かつ、令和8年度も引き続き市民税非課税者である被保険者においては、令和8年度の保険料段階が市民税課税者の段階と判定される（保険料段階が上がる）場合があるため、こうした方について、市民税非課税者の保険料段階と同額となるよう減額の特例を新設しました。

各特例のイメージ図

令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例

例：合計所得金額の判定（単独世帯の場合）

本人課税	第7段階	前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	第7段階 (年額93,600円)		第7段階 (年額93,600円)
	第6段階	前年中の合計所得金額が120万円未満の方		第6段階 (年額86,400円)	
		税制改正前	税金収入130万円 (年金所得20万円) + 給与収入160万円 (給与所得105万円)	税金収入130万円 (年金所得20万円) + 給与収入160万円 (給与所得95万円)	税金収入130万円 (年金所得20万円) + 給与収入160万円 (給与所得95万円) + 加算額10万円
			合計所得125万円	合計所得115万円	合計所得125万円

令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例

例：市民税課税・非課税の判定（単独世帯の場合）

本人課税	第6段階	前年中の合計所得金額が120万円未満の方	第6段階 (年額86,400円)		第6段階 (年額86,400円)
	本人非課税	本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方		第3段階 (年額49,320円)	
		越谷市では、合計所得金額が415,000円以下の場合には、住民税が非課税となる（扶養親族等がない場合）	税金収入130万円 (年金所得20万円) + 給与収入80万円 (給与所得25万円)	税金収入130万円 (年金所得20万円) + 給与収入80万円 (給与所得15万円)	税金収入130万円 (年金所得20万円) + 給与収入80万円 (給与所得15万円) + 加算額10万円
			合計所得45万円	合計所得35万円	合計所得45万円

減額の特例

例：市民税課税・非課税の判定（本人非課税（給与収入10万円増）単独世帯の場合）

本人課税	第6段階	前年中の合計所得金額が120万円未満の方			第6段階 (年額86,400円)となるが、年額20,520円まで減額する
	本人非課税	本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方			特例減額の適用
	世帯内全員非課税	本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が82万6500円を超えて120万円以下の方			
		本人の前年中の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が82万6500円以下の方	第1段階 (年額20,520円)	第1段階 (年額20,520円)	
		給与収入90万円→100万円の就労調整等による増額	税金収入90万円 (給与所得35万円)	税金収入100万円 (給与所得35万円)	税金収入100万円 (給与所得35万円) + 加算額10万円
			合計所得35万円	合計所得35万円	合計所得45万円